

千原家文書にみえる炭坑業経営

鳥巢, 京一
福岡市教育委員会文化部

<https://doi.org/10.15017/13713>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 12, pp.77-98, 1983-06-30. 九州大学石炭研究資料
センター
バージョン :
権利関係 :

千原家文書にみえる炭坑業経営

鳥 巢 京 一

- 一 はじめに
- 二 千原家について
- 三 千原家の石炭坑業への参加
 - 1、千原家の石炭坑業への参加の時期について
 - 2、千原家の石炭坑業への参加
 - (1) 坑主と村民との「定約証」について
 - (2) 借区出願に際しての資金投入
 - (3) 炭坑への技術者導入
 - (4) 稲築炭田の売却
- 四 千原家と矢野喜平治・頭山満との関係
- 五 むすび

一 はじめに

千原家は、周知のとおり日田の掛屋（八軒衆の一人）として江戸時代を通じて資本を駆使したが、(1)、明治にはいるや炭田、養蚕伝習所、釧路木挽所、麦酒業等の事業を行ない、かつ書画骨董の販売にもあたり、近代的な経営の方向を模索した。ついで、日田銀行、日田鉄道会社、日田水電株式会社、九州鉄道株式会社、南満州鉄道株式会社、山陽鉄道会社、南豊鉄道株式会社等に投資し株主の一員になっている。(2)。ところで、千原家に関する論文は必ずしも少なくないが、明治期の

同家の経営に関しては遠藤氏が若干ふれているだけである。(3)。そこで、本稿ではその点に着目し、千原家の炭坑業への進出とその意義を考察した(第三章)。また、千原家と頭山満・矢野喜平治との関係をみて、千原家の炭坑業への進出を人的側面から探ってみた(第四章)。

二 千原家について

千原家は遠藤正男氏がつとに紹介しているように(4)、筑後の有力国人蒲池氏の一族で、天正年間には筑後国御井郡千原村に住し、千原姓を名乗っていた。その後慶長年間に日田郡城内村に移り、農業を営み、そのかたわら油・醤油の製造ならびに販売を行ない、資本を蓄積するのに成功した。ついで元禄年間、千原家は酒をはじめとする醸造業に本業をうつし、資本を増加させた。同家は、天明三年に日田郡代より掛屋（八軒衆の一人）に任命されて以来(5)、広瀬久兵衛（博多屋）を仲介者として大名貸を開始した(6)。しかし、一般的に江戸時代後期から幕末にかけて、銀主は大名からの返済を望むことが困難となり、貸付業に(7)あきらかに陰りがみえはじめた。そのため千原家は、嘉永期から安政期にかけて経営が悪化した。また、安政の開国後、海防費等の上納金、長州征伐のための小倉藩への資金調達等の不時の支出が膨大な額にのぼった(8)。郡代の掛屋という立場上、それらの支出をのが

れるわけにはいかず、千原家の経営は下降した。そこで同家は本業の酒造業⁽⁹⁾に加えて、事態の回復を生蠟板場の経営⁽¹⁰⁾にもとめた。

明治にはいるやすぐさま千原家は、炭田、養蚕伝習所、釧路木挽所、書画骨董、麦酒業等の諸事業を行ない⁽¹¹⁾、近代的経営の方向を模索した。ついで同家は、日田水電株式会社、日田鉄道会社、九州鉄道株式会社、南豊鉄道株式会社、南満州鉄道株式会社、山陽鉄道会社、成田鉄道株式会社等に投資し、株主の一員になっている⁽¹²⁾。

なお、明治二〇年代における千原家の資産状況に関して、同家の「石炭借区願人身元資産調査書」⁽¹³⁾は、次のように説明している。

「石炭借区願人身元資産調査書

大分県豊後国日田郡光岡村大字豆田
千原 藤一郎

坑業願人身代之事

一 所有地所百廿八町八反五畝拾四分

此地価三万壱千三拾壱円四拾四銭壱厘

此売買見積代金四万九千円

内訳

田六拾町貳反七畝廿五分

地価三万三千五百五十七拾八銭七厘

此売買見積代金三万六千円

畑五町八反七畝八分

地価千貳百五拾六円七拾九銭三厘

此売買見積代金千八百円

宅地壱町六反九畝廿二分

地価七百八拾三円廿銭五厘

此売買見積代金五千貳百円

山林六拾町六反三分

地価四百九拾円六拾円六十六銭一厘

此見積代金六千円

一 杉松檢立木八拾万本余 但山林六拾町六反三分ニ立木ノ分

此見積代金六万円

一 酒造一切

此見積代金七千円

一 建物六拾棟

此見積代金一万八千円

願人資格ノ事

一 人品ハ直実ニシテ地方信用アリ

一 公権剥奪等ノ処刑ヲ受ケタル事無御坐

一 坑法違背之処分ヲ受ケル事無御坐

一 身代限りノ処分ヲ受タル事無御坐

右之通相違無御坐也

大分県日田郡光岡村
村長長野 直恕

明治廿二年七月
すなわち、明治二二年七月現在の千原家の資産は、見積総額一三四、〇〇〇円に達した。土地・山林所有者としての性格があらからである。

三 千原家の石炭坑業への参加

1、千原家の石炭坑業への参加の時期について

千原家に現存する石炭関係史料の上限は、明治二一年である。すなわち、矢野喜平治の名前で鴨生炭田の借区を出願した書類（「定約証」⁽¹⁴⁾）と、頭山満・谷彦市が石炭借区開坑に関して村民との間でま

めた「定約書」⁽¹⁵⁾の二通がそれである。もっとも、これら二通には、千原家の名前はまだみられない。同家が借区人となり、事実上石炭坑業と関係をもったのは、明治二二年以降である。

つぎに明治二〇年前後の筑豊の情勢についてみてみよう。「筑豊石炭鉱業五十年史」によれば、明治一二、三年の筑豊の情勢は「筑豊炭山の総数は既に六百坑とさえ呼ばれていた盛況であったが、一たびその鉱区面積を吟味すると、一万坪以上のものは殆んど指を屈する程の少数に過ぎなかった有様で、此変革的自由採掘の弊害は筑豊炭田の随所に現れ、小坑徒らに乱立し採掘、販売方法は勿論、炭坑経営の放縦不統一は、炭田将来の健全なる開発を阻害する⁽¹⁶⁾ような実情であった。すなわち、設備の不備、技術の不熟さによる生産性の低さ、石炭乱売による炭価の不安定さ、輸送手段の未発達等の問題を打開するために、筑豊五郡坑業組合が明治一八年一月に結成された⁽¹⁷⁾。その組合結成と同時期（明治一八年一月一八日）に、海軍省は「福岡県下一帯ニ人民ノ増借区出願ヲ差止ム」ることを発令した⁽¹⁸⁾。その措置は、福岡県下、とりわけ筑豊地帯の炭坑業者に対して大きな打撃を与えた⁽¹⁹⁾。ついで同二一年一月二一日には、福岡県下の三八ヶ村が、海軍予備炭田地域に指定された⁽²⁰⁾。ほとんど同時に農商務省は、筑豊一円にわたって撰定鉱区（合計三四坑区）を設定した⁽²¹⁾。撰定鉱区の設定は中央資本と地場資本との競いを熾烈化し、筑豊炭田を大きく揺り動かした⁽²²⁾。

撰定鉱区をめぐる獲得競争は、海軍予備炭田の解放運動を引起し、ついに一部の地域を残して解放された。そうした撰定鉱区の設定と海軍予備炭田の開放をめぐる動きの中で、千原家は炭坑経営に乗り出している。

2、千原家の石炭坑業への参加
千原家が炭坑経営にのり出した契機を次の史料で考えてみよう。「日本鉱業会誌」（第五二号）⁽²³⁾によれば、

「石炭熱ノ流行荐リニシテ、何デモ蚊デモ炭山ヲ所有セザレバナラヌ如キ景況トナリ、豪商紳士トモ申サル者ハ、直接ナリ間接ナリ続々炭山事業ニ手ヲ出ス様ニナリシガ為メ、豊筑地方ハ東京大阪其他諸方ノ人々ヲ以テ満タシ、宛モ戦地ノ如ク」とあるように、千原家が炭坑経営に手を染めた明治二〇年代初頭における石炭熱は、はなはだ異常であり、千原家もその風潮の影響をうけたと思われる。

次に嘉麻郡稲築炭田⁽²⁴⁾（山野、口ノ春、岩崎地区）を例として千原家の石炭坑業への参加の事情を具体的に探ってみよう。

(1) 坑主と村民との「定約証」について

明治九年に工部省布達第一八号の「試掘并借区願書雛形」⁽²⁵⁾が公布されて以来、炭坑への出資者は、借区出願の際、地元の同意を取りつけることが義務化された。明治二一年一二月の「定約証」⁽²⁶⁾によれば、

「嘉麻郡口春村ニ於テ那珂郡平尾村頭山満御笠郡二日市村谷彦市石炭区開坑出願ニ付村民ト定約スルコト左ノ如シ

第一条

一 坑業者ハ坑業必用ノ場所即縦横坑穴風抜及新溝等総テ潰地ハ其需ニ応シ、田地ハ壹坪ニ付四拾銭、畑地ハ壹反歩ニ付五拾円、山林原野ハ壹反歩ニ付三拾円ニテ買上ケ、小屋敷及道敷等ノ潰地ハ、田地ハ壹坪ニ付三拾七銭、畑地ハ壹反歩ニ付五拾円、山林原野ハ壹反歩ニ付三拾円ニテ買上ケ、廃業ノ後ハ無代価ニテ原所有主ヘ還付ス

但、時勢ノ相場ヨリ非常ノ高下アルトキハ此限ニアラス

第二条

出炭坑口正壹万斤ニ付拾式錢村補金トシテ坑業者ヨリ村民へ相渡ス可シ

但、該金受渡ノ儀ハ、一ヶ月分翌月五日限り計算ス、尤初着

炭ヨリ三ヶ月間ノ受渡ハ三ヶ月目ノ月末ニ計算ス、又営業中

ハ他村地内ノ石炭ヲ採掘スルトモ該金ハ相渡ス可シ

第三条

一 石炭運搬鐵道敷地等人民所有地ノ分ハ、第一条ニ抛り買ルモノトス、尤壹竿ノ内裂地ヲ要スル分ハ、壹坪ニ付四拾五錢ノ割合ヲ以テ買上ケ、又共有地ニ係ル旧来ノ道路堤防溝渠等ハ、坑業者時々修繕ヲ加ヘ無代価ニテ使用スルモノトス

但、此場合ニ於テハ妨害ナキ様予メ村民ト協議スベシ

第四条

一 開坑中新坑及旧坑ノ跡田地若シ崩壊或ハ地下リニテ實際耕作シ難キ時ハ、坑業者ヨリ五割増ノ収獲ヲ償ヒ且該地修繕スベシ、尤崩壊地下リ大破損ニシテ到底修繕ノ目的相立サルトキハ、壹坪ニ付五拾錢ヲ以テ買上ルモノトス

但、宅地該件ニ係リ修繕シ難キ時ハ、壹坪ニ付七拾錢ニテ買上ルモノトス

第五条

一 村内炭脈ノ異同ヲ論セズ開坑中嘉麻川以西ハ、現今ノ借区ヲ除クノ外承諾スルモノトス

第六条

一 坑業幾年ニ渉ルモ苦情ケ間敷儀之レナキハ勿論、休業壹ケ年間經過スル時ハ無論廃業スベシ

但、天災非常等ニテ坑業為シ難キトキハ此限ニアラズ

一 坑業必要ノ地所ニ於テ障礙ノ樹木等伐採致タキ段、坑業者ヨリ

所有主ヘ示談ノ節ハ、隣村平均ノ価ヲ以テ坑業者ニ買上クベシ、若所有主承諾ナキカ或ハ不当ノ価ヲ請求スルトキハ、村民ヨリ至当代価ヲ以テ売渡スベシ

第八条

一 定約外ノ事故ニテ苦情申立坑業ノ妨害トナルトキハ、随意ニ執斗フモノトス

第九条

一 炭脈ヨリ掘水耕地ニ害セサル水質ニ付、後來流末ト雖トモ災害ナキハ勿論ナレトモ、万一減耗ヲ屬スル地所アルトキハ、双方立会ノ上坑業者ヨリ其害額ヲ償フモノトス

第十条

一 坑業者或ハ村民定約ニ違背シタルトキハ、其違約者ヨリ相当ノ償金ヲ出スモノトス

第十一条

一 石炭採掘ノ為借区内溜池減水スル時ハ、坑内ヨリ汲上シ水ヲ以テ田圃ニ灌キ、尚不足ヲ生シ、該池ニ因テ生育スル耕地ニ妨害ヲ与フルトキハ、其年隣地収獲ニ比較シ、相当ノ災害金坑業者ヨリ被害者ヘ相渡スベシ

第十二条

一 第二条ニ掲クル村補金渡シ方ノ儀ハ、定約日限ヨリ三十日間以上經過スルトキハ、村民ヨリ随意ノ執斗ヒ相成ルモ決テ苦情ナカルベシ

但、山所及ヒ川端石炭壹千万ニ及ホストキハ、村補金受渡日限双方協議ノ上延期スルコトモアルベシ

第十三条

一 坑業ノ為飲料水乾涸セシトキハ、相当ノ償金坑業者ヨリ被害者ヘ相渡ス可シ

第十四条

一 村方ニ於テ日用ノ焚石差支ナキ法方坑業者ヨリ設置スルモノトス

第十五条

一 石炭坑業ノ為借区内溜池及流通水ハ、坑業者ニ於テ直チニ根切洩止メノ修繕ヲ加ヘ、尚減水スルトキハ無論廃業スルモノトス

第十六条

一 借区許可ノ上ハ着手ノトキ村補金前貸トシテ金式百円差イルベシ、尤モ村補金ト尅ケ年四拾円ツ、立用スベシ

第十七条

一 坑業着手ノ上出炭盛大以後營業中年々学费悉皆引受坑業者ヨリ納附スベシ

第十八条

一 明治二十一年十一月ヨリ同二十五年十月迄ノ内坑業着手スベシ、若年期以内ニ着手セザルトキハ、此約定書無効タルベシ

第十九条

一 坑業ニ付当村ノ産物ハ可相成入用ノ分、相当ノ代価ニテ買上クベシ

第二十条

一 坑夫其他舟車人夫等村内ノモノヲ仕役スベシ

第二十一条

一 坑業ノ為地下リ家屋隋所頼セシ時ハ相当ノ建築仕戻スベシ

明治廿一年十二月日

那珂郡平尾村 頭山 満
御笠郡二日市村 彦市

嘉麻郡口春村委員

永富 伝吉
山本 市三郎
安部 磯吉
野見山 村助
野見山 武七
山本 儀平

とあり、頭山満・谷彦市と嘉麻郡口ノ春村委員永富伝吉・山本市郎以下四名との間で二ヶ条からなる「定約書」を締結している。「定約書」の冒頭では、炭坑用地確保のための買収価格や貸借料・農業用施設に対する補償費が具体的に決定されている。また、第二〇条には、「坑夫其他舟車人夫等村内ノモノヲ仕役スベシ」とあり、坑夫その他人夫の供給は、口ノ春村が担当するように決めている。出願者は、明治二二年に本契約証を借区願に添付して、福岡県令を通して農商務大臣に提出した。この借区出願は同年八月三十一日に許可されたもようである。同年同月日づけの「坑区券」が発行されている。「坑区券」の内容については、次節に譲りたい。

(2) 借区出願に際しての資金投入

借区の出願代表者は、借区出願の時期に「金主」（資金の拠出者、以下この言葉を使用する）を募集するにあたって、炭坑業の性格とその経営上の見込みを提示している。

「事業ノ難易後來ノ損益尋問合セタル上決心スヘキコト相考ヘ、又先日ヨリ福岡ニ於テ田中氏ハ質問スルニ、炭質中等ニテ第一ノ便宜ハ御承知ノ如ク他ニ競争者ナキト水抜キノ手数ヲ要セサル道路修繕ヲナシ、充分ノ計画ニテ採掘セハ、日ニ拾万斤位ハ出炭可仕候、阪路目下九州鉄道ノ運転モ近キニアルト、筑後川沿岸需要等ニテ過

剩ナキ見込ニ有之ハ、差シテ一点ノ雜事業タルヲ聞ス、且ツ又借区讓受タル上ハ、田中氏モ側量器ヲ携ヘ出張シテ目論見可致トノ事ニ御坐ヒ、然ル上ハ速ニ決行スルモ不益利ナキヲ信ス、右之都合ニ付加入者人数ヲ確定シ、借区讓受ケ之談判ニ着手スヘキ專一ニ奉存ヒ、就テハ私共モ昨日協議致ヒ処、兼テ申上ヒ如ク嘉麻郡³³江思ヒ立候ノ炭坑モ近々資金ヲ投入スヘキ(以下略)

この史料は、玄洋社の頭山満が、請け持ち坑区への資金拠出者を勧誘した時の事情を記したものである。頭山は、「炭質中等、競争者ナシ、道路修繕ケ所ナシ、九州鉄道アリ、日産拾万余斤、炭坑事業による利益」等の諸条件を提示して、資金の拠出者を募っている。その後募集におうじた人々を対象として、それぞれの持株数ならびに利益の分配方法等の約束をとりつけている。すなわち、その詳細は次の史料であきらかである。

「 約定証

今般嘉麻郡山野・口ノ春・岩崎三ヶ村ニ於テ炭坑創設スルニ付、頭山満ト各金主ト締約スル丁左ノ如シ

- 一 礦山ニ関スル資本金ハ各金員ニ於テ出金スルモノトス
- 一 資本金ハ当分三万〇百円ト見積リ、其内三千円ヲ創業費トシ、式万七千円ヲ起業費トス

但、本業ノ都合ニヨリテハ、協議ノ上増減スルアルヘシ
潤益金ハ十分ノ五ヲ各金主ニ、十分ノ三ヲ頭山ニ配分シ、十分ノ二ハ積立金トシ、頭山ニ於テ公益ナル事業ト見認ムルトキハ、異議ナク支消スルヲ得

都合ニ依リ坑山ヲ売却スルトキハ、協議ニ因ルト雖トモ金主ニ売却代価ノ半額、則チ金式拾五万円以上ノ金高ヲ分配シ得ル額ナレハ、頭山ニ於テ決定スルヲ得

一 坑業上ノ細則ハ、協議ノ上左ニ之レヲ規定ス

細則

- 一 事業全体ニ係ル件ハ、總テ各自ノ責任トス、然レトモ借区出願許可ヲ得ル迄ハ、一切頭山ト協議ノ上執行ス
 - 一 借区出願許可ヲ得タル上ハ、協議ノ上其順序方法ヲ定ムト雖トモ、事業上ノ利益ナキ限りハ各金主ニ放任スルヲ
 - 一 各金主ニ於テ出金スヘキ資本金ハ、之レヲ七株ニテ募集シ、壹口ノ金員四千三百円トス
 - 一 創業費入費トシテ当分壹株ニ付金三百円ツ、募集ス、残金ハ事業ノ振合ニヨリ其時々協議ノ上募集ス
 - 一 金銭出納ニ係ル件ハ、總テ各金主ニ於テ取扱フモノトス
 - 一 頭山ハ何時タリトモ前件ノ帳簿其他檢点スルヲ得、又異存アルトキハ可否スルコトヲ得
 - 一 役員雇入等ヲ撰定スルトキハ協議ノ上之レヲ任用スルコトヲ得
 - 一 創業中ハ会計委員壹名ヲ置キ、諸費ノ收入支出ヲ委託スルコト
 - 一 壹口半 矢野 喜平次 一 壹口 千原 藤一郎
 - 一 壹口半 谷 彦 一 壹口 井手武右衛門
 - 一 壹口 荒卷 篤 衛 一 壹口 関 運七
 - 一 壹口 三苦 寛 米
- 右之通契約致候上ハ互ニ違背スルヲ得ス、後証トシ如件

明治廿二年三月三日

福岡区福岡	頭山	滿
御笠郡二日市村	谷 彦	一
同郡下見村	井手 武右衛門	一
御原郡大崎村	荒卷 篤 衛	一
那珂郡春吉村	関 運七	一

博多 桃屋町
三 苦 寬 米 ㊦

嘉麻郡 大隈村
矢野 喜平治 ㊦

日田郡 日田町
千原 藤一郎 ㊦ ㊦ ㊦

本史料の要点を次のようにまとめた。

(1)、頭山満の募集におうじた「金主」(資金拠出者)は、千原藤一郎、谷彦市、井手武右衛門、矢野喜平治、関連七⁽³³⁾、荒巻篤衛、三苦寛米の七人であった。

(2)、稲築炭坑(山野、口ノ春、岩崎地区)の経営に必要な資本金は総額三〇、一〇〇円とし、その内訳は、三、〇〇〇円を創業費、二七、一〇〇円を起業費にあてている。

(3)、稲築炭坑経営による利益は、千原をはじめとする七人の資金拠出者が五割、頭山満が三割を取り、残り二割は積立金に廻すことにした。

(4)、同炭坑の募集株は、全部で七株で、一株当りの金額は四、三〇〇円である。七株の内訳は、矢野喜平治・谷彦市の両者が一株半、千原藤一郎・井手武右衛門・三苦寛米・荒巻篤衛がそれぞれ一株、関連七が半株であった。なお、本史料で注目すべきことは、頭山満は資金を拠出してないにもかかわらず、炭坑による全利益の三割を受けとっていることである。つまり、持株のない頭山は、ときの内相井上馨、農相陸奥宗光等に借区獲得の件で談判するという具合に、政治権力との重要なパイプ役を果たすことに対する報酬として、利益の三割を受けとったと考えたらよいであろう。

次に「株金」(出資金)の払込方法について考察しよう。明治二二年の「書状」⁽³⁷⁾によれば、

「嘉麻郡炭山之義、本日ニ付結社シテ着手スル事ニ決定仕候、其方法ハ資本金三万百円トシ、之レヲ七株ニ募集シ、壹株ニ付四千三百円トシ、当分創業費トシテ壹株ニ付三百円ツ、出金シ、村承諾金及ヒ諸費等ニ支払スル事ニ決シ、三月十五日限り出金スル約定致ハ、就テハ巨細御詰申上ハ答ニ候得共、差急キ候儀ニ付右御送附被下度自然約定之ケ条御氣ニ応セス、御希啓無之ハトキハ御返却可仕ノ間、兎ニ角右御出金奉願ハ、何レハ□上都合ハ不日御面該之上種々可申述ハ、不取敢要用ニテ如斯ニ御坐候、勿々不備

三月十日

井手武右衛門

千原 藤一郎様

とあり、頭山満は千原をはじめとする資金拠出者との約定(明治二二年三月三日)後、同年三月十日に谷彦市を社長、井手武右衛門を支配人とした嘉麻炭山社(稲築炭田会社の別称で、山野炭坑はこの一部である)を結社した。「株金」は、一株当り四、三〇〇円であり、さしあたり創業費として一株当り三〇〇円宛を三月一五日までに支払うよう決めていた。その創業費は、村民の「承諾金」⁽³⁸⁾や諸雑費等にあてたが、その他の経費は必要に応じて、協議の上株式の形で募集することとしている。

つきにこの創業費の支出のあり方をみるとしよう。

「一金式千円

是ハ山野村口ノ春ノ内半ケ村ヲ渡タル承諾金及ヒ諸雜費頭山ニテ支出シタル分

一金七百円

是ハ是節御願ウ可キ借区ノ中央ニ旧借区アル分買受ケタル代金一金式千六百円

是ハ岩崎村口ノ春ノ内承諾金及諸雜費トシテ該項ハ御願ニ付種々ナル事情アリテ、此度出金スルヲ決セリ、詳細之都合ハ筆

紙二尺シ難ク、何レ御面会之上御話可申上リ

一金百五十拾円

是ハ雜費トシテ支出シタル分

合計

金五千五百五十拾円

右之次第第二付金主募集スル如左

第一回 金三百円 募集済

第二回 金三百円 同断

第三回 金四百円 八月末限り

ノ千円老株ノ出金高取纏メノ筈

此七株分七千円トナル前ノ合計ト差引スレハ

残金千四百五十円過剩

採掘着手ノ積金トナル

(39)

一株当りの一、〇〇〇円（七株分で七、〇〇〇円となる）の創業費は、株主が三回（一回目が三〇〇円、二回目が三〇〇円、三回目が四〇〇円）にわけて支払う仕組みになっている。この創業費（七、〇〇〇円）は、七〇〇円が旧借区の購入費用、四、八五〇円が山野村口ノ春の「承諾金」ならびに諸雜費にあてられ、残高一、四五〇円は採掘開始のための積立金としている。

(3) 炭坑への技術者導入

山野炭坑の採炭計画についてみてみよう。稲築炭坑の「金主」の一人千原藤一郎が、井手武右衛門から受けとった明治二二年八月一日づけの「書状」によれば、

「拜啓曾テ計画ノ嘉麻郡炭坑ハ、当月廿五日出願解禁相成ルニ付、懸五月五日県庁ヨリ農商務省ニ進達相成ル、就前ハ御許可可相成ニ付、目分ノ返用ハ採掘着手順序等ヲ講スヘキ時期ナレハ、株主一同

集合シテ後來ノ手續決定スヘキナレトモ、頭山満と京中ニ付帰県致切集會之筈ニ御坐ル、併シ昨日遷延スヘキ時ニ非サレハ着手ニ際シ、第一ノ必用ハ相当塾練ノ技師雇入れ之レヲ計画設計ヲ托スルヲ、然ルニ右技師雇入れニ付テハ、未タ充分ノ見込不相立ル故、一昨日ハ安場知事ニ面會之意見御伺タルニ、常置ノ技師ヲ雇入れ置クハ大フル不利益ニ付、三池坑山ノ技師団啄磨ト云フ人ニ依頼シ、之レヲ計画ヲ托スルニワ便利ナラントゾト付、不日右談判ニ赴ク筈ニ御坐ル、最モ近来ハ炭山ノ景況盛ナル折柄ニ付、我々山野炭山ノ段ヲ以五万円或ハ拾万円ニテ譲受ケ度トノ風潮日々ナルカ故ニ、之レカ盛況ヲ當テ込ミ、種々ナル手段ニヨリ金銭ノ支出ヲ促スニハ困入事候、猶巨細ハ後日ニ依ル、匆々頓首

八月十一日

井手武右衛門

千原 藤一郎様

と記してある。嘉麻郡炭坑（稲築炭田のこと、山野炭坑はその一部である）の借区が許可されたので、株主一同が集まり、炭坑の採炭計画を決定せねばならないが、頭山満が上京中なので、頭山の帰福後それを決めようというのである。また、井手（稲築炭田会社支配人）は、安場福岡県令に炭坑の技術者導入の問題をたずねている。安場福岡県令の意見では、「常駐の炭坑技師を雇入れるのは費用の点で問題があるので、三池鉱山技師・団啄磨に依頼するのが賢明である」としている。安場県令が団啄磨を炭坑技師として推挙したのは、明治一一年筑豊一帯の炭田調査に従事した実績を評価したためである⁽⁴¹⁾。もっとも、団啄磨の雇入れが実際に行なわれたか否かについては、史料的に明らかではない。

次に、稲築炭田の採炭の始期については、

「稲築炭田着手ノ儀ハ、先般御通知申上ル如ク、本月（明治二二年一月）内ニ起工式ヲ執行スルニ筈ニ評決仕、最モ此節ハ坑口開

クヘキ場所ヲ撰定シ、村方約定金ヲ渡シ、採掘ノ手續ヲ為ス迄也ニテ当中止スル筈ニ存ハ、

とあるように、稲築炭田の坑口の場所の選定、村民への「約定金」の交付が終わると、採掘の手續が一応完了するので、それまで炭坑の起工式を延期しようとしている。安場福岡県令の採炭開始についての勸告にもかかわらず、明治二三年三月になっても依然として同炭田では、採炭が開始されなかった⁽⁴²⁾。すなわち、

「残暑難凌御坐候処懸御多祥奉賀ハ、扱小生義ハ御承知之如ク山野炭田着手期限既節ニ相成ハ故、右取調之為メ頃日当地滞在致仕ハ、然ルニ右ハ到底即今大業ヲ起スコトハ無覚束候得共、事業着手ノ実績ハ見セ掛ケスミテハ不都合ニ付、村民モ種々示談致シ得共、面勤ナル事モ有之ハ、就而ハ本月旧十九日太宰府ニ於テ連中協議致度候間、全日モ必ス御出浮被下度、此節ハ御互ノ権利上用意ナラサル義ニ付是非共御繰合被下度、最モ此節ハ着手スルモ村民ト約定ノ金四百円、外ニ式三百円ノ金員ニテ可相済見込ニ候間、凡金百円余リ御持参相成度、右不取敢要用ノミ申述ハ、以上

七月三十一日

千原 藤一郎様

井手 武右衛門

(44)

この史料は、明治二三年七月三十一日付けの「書状」であるが、山野炭田（稲築炭田の一部）の採炭は、明治二三年七月に至っても、まだ行なわれていないことがわかる。そこで資金の拠出者が一堂に会して採炭につき協議を行なわなければならないので、出欠方を懇望している。しかし、採炭開始の有無についての詳細な史料は、残念ながらもいえずことはできない。翌八月には、はやばやと同炭坑の売却が、関係者の間で問題となった。

(4) 稲築炭田の売却

稲築炭田売却の事情は、明治二三年八月の「書状」⁽⁴⁵⁾によれば、次の如くである。

「最モ頭山氏等モ此節ハ売却論ヲ主張シ、目下同人等カ手ニ而右売却談判致仕ハ趣、結城氏ヨリ慎ニ承リ及右全人ノ話ニヨレバ、代価ノ多少ヲ問ズ、売却ノ内ニ付定メテ出来スヘキ見込之内ニ御座ハ」すなわち、明治二三年八月七日に、頭山満・井手武右衛門・結城虎五郎⁽⁴⁶⁾は、稲築炭田の売却論を主張し、その売却について相談を行なった結果、同炭田の売却を決定している。同炭田売却の経過は、まず、「山買人」の調査からはじまった。明治二三年一月二日付けの「書状」⁽⁴⁷⁾によれば、

「先達より山買人の事申上ハ所、東京人平井とのミ申上、あまりぞつとした事ニテハ故、今日夫々の名まへヲ書てさし上ハ間、とくと御らん被下べく尊君ハ千原ハ此より申遣し被相成ハハ、東京人の事故すぐよしらべかでき不申ハ御事と存ハ故、此段旁申上ハ、誠ニ買人ハまったくせまりハ、」

とあり、「山買人」の代理人平井雄介（東京在住）の調査を千原藤一郎の父幸右衛門に依頼している。千原幸右衛門の調査結果は次の通りであった。

「金主同盟者

旧明石藩知事

東京鉄道馬車会社

副社長 鹿兒島人 種田 某

全県人 河島

右三名同志ノ事

代理人

東京京橋区宗十郎町 平井雄介

すなわち、「山買人」は、旧明名藩知事、東京鉄道馬車会社副社長種田⁽⁴⁸⁾、河島の三名である。もっとも、この三名が、稲築炭田を買収したか否かについてはあきらかではない。明治二四年八月には、ついに稲築炭坑の「半権利」を熊本の戸田熊吉列に、金二四、〇〇〇円で売り渡している。この売却に関して、千原家の「書状」⁽⁴⁹⁾は、次のように説明している。

「拜啓本月廿日御認メ之書翰参拝読仕、然レハ稲築炭坑之件ニ付テハ、頭山氏ヨリ先般申込之次第御坐ハ故、電信ニテ御集会ヲ願タル義ニ有之ハ、然レトモ其節ハ相揃ヒ協諾スル場合ニ至ラス、其後荒巻氏ヲ以テ進藤氏迄申込ミ候ノ末、今日迄相過キタル■所以ナリ、頭山氏ト申込之要点ハ、山野借区之半権利ヲ肥後国戸田熊彦列ニ金貳万四千円ニテ売渡シタルニ付、全人等ト頭山氏が名前ニ借区券ヲ書換ヘ、事業着手ノ資金ハ戸田列ヨリ壹万五千元ヲ出金シテ、採掘ニ従事スル趣ナリ、併シ利益分配ハ頭山氏が五分ト、事業費ノ報酬トシテ式分ヲ肥後列ニ三分ヲ御互ニ相渡ストノ事ナリ、但炭山売却スルトキハ事業費ヲ差引ク残金ハ折半スル事」⁽⁵⁰⁾

(1)、稲築炭坑の一部である山野借区の「半権利」を熊本県戸田熊吉列に金二四、〇〇〇円で売り渡している。

(2)、採炭着手の事業費は、戸田列より一五、〇〇〇円を出すこと。

(3)、利益の分配については、頭山満が五割、戸田列が三割、事業費(戸田列が出資)の報酬として二割としている。玄洋社の頭山が全利益の半分を獲得しているのに対して、戸田列がその三割に甘んじたのは、戸田列が玄洋社と交流のある熊本紫雲会⁽⁵¹⁾の一員であったからであるうか。

なお、この山野借区の売却に際して頭山満は玄洋社社長進藤喜平太⁽⁵¹⁾に対して、次の三ヶ条の承認を求めている。

「第一 頭山氏ハ名義ヲ存シテ権利ナキ理由ニ付、借区主ノ名義ヲ存スル上ハ、該借区ニツキ権利ノ義ニ付、後来以テナキ為メ約定証ヲ請求スル事

第二 肥後人ト連名借区主ハ谷彦一氏ヲ加ル事

第三 事業ニ着手スル上ハ御互ニ於テ一名ノ監督人ヲ実地ニ派遣シ置ク事

進藤社長がこの三ヶ条を承認することによってはじめて、稲築炭田の一部である山野借区の「半権利」の譲渡が可能であったことがわかる。すなわち、稲築炭田(いわゆる山野坑区)は、矢野・頭山・谷・千原の四人連名⁽⁵²⁾の借区にもかかわらず、玄洋社による稲築炭田の経営といった面が強くあらわれてきている。このことは、千原藤一郎は、玄洋社ト頭山満トに対する資金提供者の一人にすぎなかったことを示すものであろう。明治二八年二月に、中央資本・三井は、稲築村大字山野、口ノ春、岩崎地内の鉱区六〇万九千九百坪の買収を開始⁽⁵⁴⁾、その翌年には、玄洋社の頭山満から代価一萬七二一〇円で三井が買収⁽⁵⁵⁾、山野炭礦事務所を設けて開発に着手している⁽⁵⁶⁾。

四 千原家と矢野喜平治・頭山満との関係

千原家と矢野家との関係 千原家と矢野家との関係をみるために、次の史料を掲げた。

「坂坑区券

借第五千二百七十三号
福岡県筑前国嘉麻郡稲築村

同国同郡大隈村士族 矢野 喜平次
同国那珂郡警固村士族 頭山 満
同国御笠郡二日市村 谷 彦一

大分県豊後国日田郡光岡村
千原 藤一郎

石炭場五拾三万八千九百四拾六坪壹合

但、坑区税五百坪ニ付金五拾銭

前書之通当分借区開坑差許候、追而実地点檢之上相当之坪数税額共相定、本証券ト引換可相渡、尤此証券坑法ニ相記シタル借区ヲ不可得者之手ニ渡リ候節者、其日ヨリ可為廢物者也

明治廿二年八月三十一日 農商務大臣伯爵井上馨 印

本史料は、千原家が明治二二年八月三十一日に、撰定坑区の一つである稲築炭田（別称山野坑区）五三万余坪を、矢野・頭山・谷らと取得したことを示したものである。矢野を筆頭出願人としたのは、嘉麻郡大隈町の組頭を勤めたこととわかるように、矢野家は借区現地と関係が深かったからである⁵⁸。また、明治二四年の「承諾証書⁵⁹」によれば、

「承諾証書

一 筑豊興業鉄道会社株券百拾四株

但、壹株ニ付金四拾円払込

右ハ貴殿へ借入金抵当トシテ差入候ニ付、貴殿ノ都合ニ依リ他へ抵当トシテ御渡被下候趣、正ニ承諾致候、然ル上ハ貴殿ト債主ノ約定ニ依リ、自然々筑豊興業鉄道会社株券ヲ債主其他ノ名義ニ書換候折合ニ相連候トモ、貴殿ト債主ノ約定ニ従ヒ、豪モ拙者ヨリ故障等申間敷候、依テ後日ノ為メ承諾証書如件

明治廿四年七月一日

福岡県嘉麻郡大隈村大字大隈町

矢野 喜平治 印

大分県日田郡光岡村
千原 藤一郎 殿

とあり、矢野喜平治は、千原藤一郎から筑豊興業鉄道会社の株券一四株を担保として二五〇〇円借りている。つまり、両者は、債権者と債務者との関係であり、お互いに資金を融通しあうような密接な関わりを保っていたものと思われる。

千原家と頭山満との関係 千原家と頭山との交流についてであるが、明治二二年の「石炭借区増坪願⁶⁰」の中に、千原藤一郎が借区出願人として頭山満・谷彦市・矢野喜平治と名前をつらねている。また、先に説明した嘉麻郡山野・口ノ春・岩崎三ヶ村に稲築炭田を創設するための「約定証⁶¹」において、千原と頭山との関係は、借区出願の代表者（頭山）と「金主」（千原）という関係であった。この炭坑を建設するにあたって重要な権限を有する玄洋社の頭山満にとっては、千原家は単なる資金の拠出者にすぎなかったのである。すなわち、千原は、醸造業仲間である矢野・谷等の勧誘で、利益を見込んで投資を行ったことは疑えない事実である。つまり、千原家にとって炭坑業への出資は数ある投資先の一つであった。

頭山満と炭坑業 玄洋社の頭山満が、なぜ石炭業に手を染めるようになったのかを考察してみたい。頭山満が鉱区に手を染めた明治一九年は、維新以来初めての好景気が到来し、炭坑業でも第一次の炭坑ブームの時代といわれている⁶²。頭山が炭坑獲得にのりだした契機は、頭山自身が述べているように、関連七のすすめによるものであった⁶³。関連七の素性については必ずしも明らかではないが、香正寺の住職の言によれば、当時、「イビン醤油」の醸造元であったという。頭山は、坑区獲得に際して資金面を杉山茂丸に、坑区獲得の交渉面を玄洋社の結城虎五郎に委任している⁶⁴。頭山は、石炭坑区の獲得に関して自ら述べているように、玄洋社の活動資金捻出のための重要財源として炭坑業を考えていたと思われる⁶⁵。結城虎五郎の回想談によると、活動資金が底をつきかけていた玄洋社は、山野坑区の獲得で窮地を脱した

玄洋社関係者の炭坑経営（明治25年迄）

年 代	名 前	備 考
明治 6年	中野徳次郎	香月村名前坑の探炭 相田村天笠谷炭坑の探掘 (67)
明治 7年	安川敬一郎・松本潜 中野徳次郎	東谷炭坑および相田炭坑経営 (68) 瀬野炭坑請負探掘 (69)
明治 8年	玄洋社今見義男	遠賀郡古賀村借区 (70)
明治 10年	松本潜 安川敬一郎	徳波郡中村・幸袋(他2村)鉱区の探掘権獲得 (71) 芦屋町にて石炭販売業を開始 (72)
明治 11年	松本潜	庄司村字カンカン山探掘 (73)
明治 12年	玄洋社箱田六助	庄司村字観音谷の探掘、その運搬を中野徳次郎 が請負う。 (74)
明治 13年	松本潜	相田村炭坑を開坑 (75)
明治 13年	箱田六助	コークス事業 (76)
明治 14年	松本潜	相田村片鉢の借区許可 (77)
明治 18年	平岡浩太郎	赤池炭坑経営 (78)
明治 20年	安川敬一郎	勢田村坑区(明治第二坑)大城炭坑(明治第一 坑)を獲得 (79)
明治 21年	安川敬一郎	赤池探定坑区をもつ平岡浩太郎と共同経営を約 定 (80)
明治 22年	安川敬一郎・平岡浩太郎	共同で赤池炭坑を開坑 (82)
明治 23年	平岡浩太郎	吉隈・土師・岩洞坑区を三菱へ売却 (83)
明治 23年	〃	碓井炭坑借区を三菱に譲渡 (84)
明治 23年	〃	豊国糸田炭坑を経営 (85)
明治 23年	頭山満・平岡浩太郎	田川郡川崎村(他2村)坑区を三井へ譲渡契約 (87)
明治 23年	松本潜	相田村借区を買収 (88)
明治 24年	松本潜	高雄炭坑を開坑 (89)
明治 24年	中野徳次郎	香月・貝島ら所有の鬼山炭坑を買収 (90)

という⁶⁶⁾。
頭山を含めた玄洋社関係者の炭坑(明治二五年迄)経営は、すこぶる盛んであったことが次の表で明らかであろう。

矢野家と頭山満との交流 まず、矢野と頭山との関係の始期についてであるが、明治二二年の「石炭借区増坪願⁹¹⁾」の中にみられ、また、明治四二年の「控へ」には、「頭山氏交際始メ明治貳拾貳年ヨリ出金時明治貳拾七年八月八日付ケ東京ニ於テ目録差出置タル分記憶」とあるところから、明治二二年以前に、すでに両者の関係が始まっていることが明らかである。では、玄洋社の頭山と親交を結んだ矢野が、

その後筑豊地方に探定鉱区制が実施されたのち、いかにして嘉麻郡・田川郡を中心に頭山のために借区獲得に努めたのかをみてみよう。明治三四年の「貸借手扣簿」によれば、

「明治二十一年二年之頃、借区願ハ所轄戸長ヨリ私ノ身元・所有地総高・現金・貸金ヲ取調子、県知事へ親展書上、村々人民総数ト連印約定書為取換出願ス、相応之約定金ヲ私ヨリ出シ、猶村民と酒酌合セ飲食費金も手元ノ出シ、頭山氏と連名にて結城虎五郎氏と二人、所々奔走シタル事ニ付、報酬と名付テ書付ヲ貰う、而廿七年之頃北海道炭山ニ打替ト相成、依テ北海道ニも加リ居ルと心得方御諭シ聞及居候

明治廿二年五月十九日 此意ハ炭山取ラル、限りハ取レ、馬関局消印郵状参ル 全額ハ後幾程ニテモ送ルト申来

頭山氏ヨリ其際金員受取タル事ハ無之

とあり、借区の獲得の際に、矢野が頭山に運動資金を提供するのと同時に、頭山と地元村民との交渉のパイプ役をも勤めていたことがわかる。また、頭山の「炭山取ラル、限りハ取レ」という意向にそって、頭山のために矢野は次々と坑区の獲得に努めている。

こうして、明治二三、四年頃の頭山満の所有鉱区は、次のように拡大した。

「頭山満氏所有鉱区

福岡県田川郡

一 大任坑区 七十五万坪

一 新城坑区 廿五万坪

合計 拾五万円 一坪拾五銭宛

福岡県嘉麻郡

一 山野坑区 五十四万坪

一 下山田坑区 六十八万坪

総計貳百貳拾貳万坪
尚外にも二三坑区有之候⁽⁹⁵⁾

以上のような広大な坑区の獲得に成功した頭山は、一時的にせよ「石炭王」とよばれた⁽⁹⁷⁾。もともと、これら坑区獲得後の経営の実態を示す史料をみいだすことは残念ながらできない。頭山はこれらの坑区を、借金の返済にあてるために、あるいは玄洋社の活動資金獲得のために二、三年後には売却している。たとえば、先に述べた「貸借手拍簿」⁽⁹⁸⁾をみると、頭山所有の坑区売却による収益は、次の通りである。

「頭山氏炭山にて金収入高凡左ニ

凡五六万円^(六万四)

田川郡大任鉦区(原六郎へ売却)

(99)

凡七八千円^(九千四)

漆生鉦区 谷彦市取タル分

六千五百円

武藤返済高也 上西郷鉦区

外凡貳千円手元売捌益受取

中阪大宅借区ヲ買入、一口瓜生ニ引譲分

三万五千元

下山田鉦区(古河氏へ売却)

(100)

壹万三千元

牛隈鉦区 (古河氏へ売却)

(101)

八万五千元

山野鉦区大勢共同分(三井へ売却)

(102)

外ニ七万坪、是ハ別段頭山氏と手元にて願取居ル分、五千元
にて売却、是ハ手元ニ渡シニ相成則受取也、上京沢村大八取
合致タル事有之

凡三万五千元

新城鉦区 黒田家ノ頭山氏借り入使用元利と

承ル

すなわち、大任鉦区は原六郎、漆生鉦区は谷彦一、上西郷鉦区は武藤、下山田、牛隈鉦区は古河、山野鉦区は三井、新城鉦区は黒田家へそれぞれ売却され、売却の合計金額は二二四、〇〇〇円にもなっている

いる。ともあれ、借区獲得で頭山に強力な支援を行なった矢野喜平治は、提供した十万円以上の資金の大半を、返済をうけていない。というよりも最初から債務の回収を期待していなかったと考えたほうが妥当ではなからうか。「拾万円以上御書付も決テ私より望ミテ受取タルモノニ無之」と矢野自身がのべているが⁽¹⁰³⁾、矢野は玄洋社の頭山に対する強力な資金提供者に終始した。

このように、千原藤一郎が、醸造業仲間の矢野・谷等の勧誘で、頭山の鉦区獲得のために出資したのに対して、矢野喜平治は、玄洋社の頭山に対して思想的に共鳴し、鉦区獲得に一役買い、多額の資金を提供している。つまり、頭山にとっては、千原も矢野も資金提供者という点では同じであるが、矢野が玄洋社社員来島恒喜の大隈重信狙撃のとき、玄洋社社員とともに拘引されていることを考えあわせれば、矢野は玄洋社の事業上の社員(活動資金調達担当)と考えても無理はなさそうである⁽¹⁰⁴⁾。

五 むすび

千原家の炭坑への出資は、玄洋社の頭山満の勧誘に依るとい形ではじめられた⁽¹⁰⁵⁾。すなわち、千原家は、選定鉦区の設定と海軍予備炭田の解放を背景にして、大借区時代を迎えた二〇年代初頭、借区獲得をめざす玄洋社の頭山に対して資金を拠出している。千原家にとっては、炭坑業もつねづね模索しつつあった近代経営の一つの方向として目につく、実現したものであろう⁽¹⁰⁶⁾。

なお、本稿執筆の副産物であるが、玄洋社の炭坑出資の実態を千原家文書その他傍証史料でつかむことができた。たとえば、頭山の行動と思想的立場に共鳴をした矢野は、十万円を超える多額の資金を無償で提供している⁽¹⁰⁷⁾。これは、事実上の政治資金と考えることができる。

もつとも、千原家と頭山との思想的なつながりはなかったもようである。同家は醸造業仲間の矢野をパイプ役として玄洋社との関係を持ち、借区その他で密接な関係を保持したものである。

註

- (1) 日田・千原家の「店割帳」を分析して千原家の経営の推移を研究された論文に楠本美智子氏の「日田・千原家の経営とその推移」(『九州文化史研究所紀要』第二五号)がある。また、木村忠夫氏は千原文書研究の根幹となると思われる「千原幸右衛門日記」(『九州文化史研究紀要』第一七号)を紹介されている。この外、千原家を詳細に分析・検討された研究には、遠藤正男氏の「日田金研究」(『日本近世商業資本発達史論』)、同家の地主経営を分析された論文には、藤本隆士氏「日田幕領における商人寄生地主の土地集積と小作関係」、安藤保氏の「日田金の基礎的研究(上、中、下)」『東海大学紀要文学部第二四・二五・二七輯』等がある。
- (2) 千原家は、日田銀行取締役、日田水電株式会社取締役、南豊鉄道取締役、日田鉄道創立委員、西州鉄道創立委員、九州東南鉄道創立委員、鎮西鉄道創立委員等になっている(東定宣昌「明治中期九州地方の電気業」、『経済学研究』第四一卷第一号六三―六八頁、「書状」四五六六、「書状」二六一三、「書状」四六一四、「日田鉄道創立委員会協議議決」一三七二六、「南豊鉄道発起株募集名簿」一三六七九(以上千原家文書)、この外、千原家文書の銀行、運輸、通信、株・公債関係史料を参照。
- (3) 前掲「日田金研究」
- (4) 前掲『日本近世商業資本発達史論』一五〇―一五一頁
- (5) 前掲「日田・千原家の経営とその推移」二九五頁
- (6) 藤野保「幕藩制下における天領と藩との関係史的考察」(『九州文化史研究所紀要』第一九号二九―三三頁)。前掲「日田・千原家の経営とその推移」三二二頁。

(7) 千原家が貸付けた藩は、小倉・小倉分家・中津・森・秋月・府内・田代・福岡・久留米・柳川・島原・杵築・日出・唐津・大村である。

(前掲「日田・千原家の経営とその推移」三一六頁)。

(8) 前掲「日田・千原家の経営とその推移」三一六―三二〇頁

(9) 「日記」(千原家文書)によれば、天保一二年には従来の三分の一の減石、安政七年には半高、慶応二年一〇月には三分の二の減石

で、酒造の増産はままならなかったことがわかる。

(10) 明治三年の「戸籍」(千原家文書六一六の二)によれば、「酒造・醤油・燻板場商売」とあり、板場を設けていたことがわかる。

(11) 千原家文書

(12) 千原家文書

(13) 明治二年「石炭借区願人身元資産調査書」千原家文書九八一六。

「所得税納入地届

一金四百八拾貳円

日田郡豆田町光岡村三花村朝日村三芳村
中川村東有田村西有田村田畑貸付所所

(傳)

外

金千八拾三元

金百六拾三元

金五拾円

金貳百円

金四百貳拾八円

金百円

外

金三拾円

金三拾五円

金貳百三拾貳円

金三拾五円

金貳百三拾貳円

金貳百三拾貳円

地租地方税町村費備荒儲蓄金
雇人給料并喰料
用水井手入費

田地修繕費

田地買入代金負債利子

日田郡豆田町隈町光岡村

三花村貸付宅地建家所得

地租地方税町村費備荒儲蓄金

建家修繕費

酒造営業所得

外

金三拾円

免許税

金三千四百七拾九円

造石税

金貳千七百六拾貳円

白米六百貳拾九石三斗

金貳百五拾三円

薪三拾九万斤代

金九拾円

杜氏給料

金三百八拾五円

蔵子給料

金百貳拾円

酒造場支配人給料

金三百三拾壹円

杜氏蔵子其他雇人喰料

金貳百五拾円

諸器械修繕費

金貳百四拾三円

売場諸費

金貳百四拾円

酒造仕入金負債利子

小以金壹万七百七拾貳円

所得高計金八百拾四円

右ハ御所轄郡内ノ所得金ニ有之候処、税金ハ東京府下東多摩郡中野

村ニ於テ合算之上相納候ニ付、此段及御届候也

明治廿二年四月卅日

日田郡長小倉北文殿

東京府下東多摩郡中野村寄留
大分県日田郡光岡村(大字渡里)
千原 幸右衛門
千原 藤一郎

所有税納入地届

一 金百貳拾六円

貸付田地ノ所得

外

金百三拾七円

地租地方税町村費備荒儲蓄金

金四拾七円

小作米取立費并ニ蔵数手数料

右ハ御所轄郡内ノ所得金ニ有之候処、税金ハ東京府下東多摩郡中野
村ニ於テ合算ノ上相納候ニ付、此段及御届候也

東京府下東多摩郡中野村貳百廿五番地寄留
大分県日田郡光岡村大字渡里
千原 幸右衛門
千原 藤一郎

千原 幸右衛門
千原 藤一郎

明治廿二年四月卅日
上座下座夜須郡
郡長権藤 貫殿

千原家の明治二十一年度の所得合計額は九四〇円である。その内訳は

「酒造営業所得」が二三三円、「田畑貸付所得」が五〇八円、「貸付宅地建家所得」が一〇〇円である。(明治廿二年四月卅日「所得税納入地届」千原家文書一三三二八)。また、明治二十二年に千原家は収支(一ヶ年経費予算、売高金、利益割合等)を見積もっている(「収支概算」千原家文書九八八九の二)。

(14) 明治二十一年十二月九日「定約証」千原家文書九二〇八

(15) 「頭山満、谷彦市石炭借区開坑出頭ニ付村民トノ定約書」千原家文書七七八九。

(16) 『筑豊石炭鉱業会五十年史』一六一―一八頁

(17) 高野江基太郎著『筑豊炭礦誌』一三四―一四二頁

(18) 隈谷三喜男著『日本石炭産業分析』一〇九―一一一頁、二三六頁。

(19) 『筑豊石炭鉱業会五十年史』(七〇頁)によれば、筑豊石炭坑業組合は、海軍予備炭田の設定の翌一九年に「特ニ委員ヲ上京セシメテ之が解放ヲ時ノ海軍大臣ニ建議」している。

(20) 福岡県下の海軍予備炭田地域三八ヶ村名は、第四海軍燃料廠『海軍炭鉱五十年史』(一一―一四頁)参照。また、海軍予備炭田の指定は、「此禁制ノ場所ハ素ヨリ上等ノ煤田ナルガ故、諸人の囑望ハ宛テザルモノ無シ」といわれ、指定地域は、筑豊炭田の重要な地域であったことがわかる(吉原政道「海軍省予備炭田」『日本鉱業会誌』第五二号)。

(21) 「福岡県石炭坑区の撰定」『日本鉱業会誌』五九号。

(22) 『東京経済雑誌』(明治二十二年一月九日号)によれば、筑前の煤田は地元資本や中央資本の「殖産社会に殆と一大戦争を惹起した」

とある。

㉒ 前掲「海軍省予備炭田」

㉓ 明治二二年の「稲築炭田会社株式仮券状」(矢野家文書六一)によれば、稲築炭田会社社長は谷彦市、同支配人は井手武右衛門であることがわかる。

㉔ 前掲「日本石炭産業分析」二八〇―二九二頁。

㉕ 前掲「定約書」千原家文書七七八九。

㉖ 頭山満は、高場塾の出身であり、玄洋社の最長老で「巨人頭山満翁」と仰がれた。また、頭山は福陵新報の社長を勤めている(石瀧豊美著『玄洋社発掘』)。

㉗ 二日市の醸造業者である谷彦市は、村会議員や県会議員を歴任した。また、谷は、九州鉄道建設での用地買収には献身的に協力した(前掲『玄洋社発掘』一四四―一五〇頁)。なお、明治二〇年代における谷家の資産状況に関して、千原家の「石炭借区願人身元資産調査書」(千原家文書九八一―七)は次のように説明している。

「石炭借区願人身元資産調査書」

福岡県筑前国御笠郡二日市村大字二日市 谷 彦 市

坑業願人身代之事

一 所有地所惣反別式町六反八畝拾七歩

此地価^四参万七千五百^五拾^六五^八円六拾四錢

此売買見積代金^六五万八千^八円

内訳

田 反別九拾町三反七畝拾七歩

此地価^七参万七千五百^五拾^六五^八円六拾四錢

此売買見積代金^八五万八千^八円

畑 反別拾町七反壹畝

此見積式千百四拾五^九拾八^八錢

此売買見積代金^九参千八百^八円
宅地反別壹町六反歩

此地価^{一〇}千式拾式^四拾式^二錢
此売買見積代金^{一〇}三千式百^八円

一 醤油一切

此見積代金^{一〇}六千^八円

一 酒造一切

此見積代金^{一〇}八千^八円

一 建物四拾五棟

此見積代金^{一〇}壹万^五千^五拾^八円

一 諸会社株券

五^五千^五円

一 現金

壹^五万^五千^五円

一 貸金

三^三千^五円

一 願人資格之事

一人品ハ正直ニシテ地方信用アリ

一 公權剥奪ホノ処刑ヲ受ケシ事ナシ

一 坑法違背之処分ヲ受ケシ事ナシ

一 身代限りノ処分ヲ受ケシ事ナシ

右明治十八年度県甲第四拾壹号御布達ニ拠リ、第七條願人資産及第七條資格筆取調候処、前記之通ニ相違無之外条坑業上確實之方法相立、出願致候者ニ相認メ候条、本人願之趣御採用相成度此段及具申候也

福岡県御笠郡二日市村
村長 清水 藤 三

明治廿二年七月八日

すなわち、明治二二年七月現在の谷家の資産は、見積総額一三、二五〇円に達した。その内土地関係が半分以上を占めている。

㉘ 「地補金」については、東定宣昌「麻生鯉田炭坑における地補金について」(『エネルギー史研究ノート』六号一八一―二七頁)に詳し。

- 30 第一九条には、「坑業ニ付当村ノ産物ハ可相成入用ノ分、相当ノ代価ニテ買上クベシ」とあり、坑業者は、口ノ春村の産物を購入するように決めている。
- 31 明治二年から同二年にかけて三四鉱区の撰定が行なわれた（前掲「福岡県石炭坑区の撰定」『日本鉱業会誌』第五九号）。
- 32 明治二十二年八月「仮坑区券」千原家文書七七七八。
- 33 明治二十二年三月「書状」千原家文書一二二一四の二。
- 34 明治二十二年三月三日「約定証」千原家文書六二。
- 35 井手武右衛門は、玄洋社社員の一で、筑紫村助役を勤めた後、明治一九年に県会議員に、同三七年に代議士になっている。また、御笠銀行取締役にもなっている（前掲『玄洋社発掘』二三九頁）。
- 36 関運七は、明治五年に筑豊石炭取扱会社を設立し、若松に石炭市場を開いた（「福岡日々新聞」明治二五年二月二日）。
- 37 明治二十二年三月十日「書状」千原家文書一〇三三三。
- 38 前掲「麻生鯉田炭坑における地補金について」一八一―二七頁。
- 39 明治二十二年八月十一日「書状」千原家文書九八〇〇。
- 40 前掲「書状」千原家文書九八〇〇。
- 41 『男爵団琢磨伝』上巻一一二―一九頁。
- 42 明治二十二年十一月「書状」千原家文書一二二二三。
- 43 明治二十三年三月七日「書状」千原家文書九八四七。
- 44 明治二十三年七月三十一日「書状」千原家文書二四六七。
- 45 明治二十二年「書状」千原家文書一二二二三。炭山売却の事情は「書状」（千原家文書一二二一六）にも詳しい。
- 46 結城虎五郎は、福陵新報の経営、朝鮮での漁場開拓に従事している（前掲『玄洋社発掘』二六八頁）。また、頭山の坑区獲得の交渉面を担当している（前掲『頭山満翁正伝』一三二頁）。
- 47 明治二十三年十一月二日「書状」千原家文書一〇一二〇。
- 48 種田誠一は、鹿児島島の土族であり、東京鉄道馬車会社副社長になっている（中西健一著『日本私有鉄道史研究』二四―二九頁）。
- 49 明治二十四年八月「書状」千原家文書九八〇七。山野借区の売却

- に關する委任状（千原家文書九八三五、九八三六、九八三八）がある。
- 50 熊本紫雲会については、前掲『頭山満翁正伝』（一三八―一四〇頁）参照。
- 51 進藤喜平太は、明治二年一月から大正一四年五月まで長い間玄洋社社長を勤めた。また、明治三九年平岡浩太郎没後の補欠選挙で衆議院議員に当選した（前掲『頭山満翁正伝』一〇八一―一〇頁、『玄洋社社史』六四三―六四六頁）。
- 52 明治二十四年八月「書状」千原家文書九八〇七。
- 53 前掲「書状」七七七八。
- 54 三井文庫『三井事業史』第二卷五九三―五九六頁。
- 55 『山野鉱業所沿革史』（三井鉱山株式会社第一卷一八一―二五頁）によれば、中央資本三井による頭山所有山野鉱区の買収は次の通りである。

自 明治廿八年 山野鉱業所鉱区沿革一覽表
至 明治四五年

買収年月日	特許番号	鉱区坪数	修正後ノ 鉱区坪数	買収価格	鉱区ノ位置	譲渡人氏名	備 考
明治 二九 年 五 月	一八八二	五三六八坪	五三六八坪		箱塚村山野口ノ 春岩崎地内	頭山 満	修正命令ニヨリ 鉱区坪数修正
明治 二九 年 五 月	一八八三	五三六八坪	五三六八坪		箱塚村山野口ノ 春岩崎地内	頭山 満	
明治 二九 年 五 月	一八八四	五三六八坪	五三六八坪		箱塚村地内	頭山 満	

- 56 前掲『三井事業史』第二卷五九四頁、七六六頁。同資料篇四上一八頁、八六頁。
- 57 明治二十二年八月三十一日「仮坑区券」千原家文書七七七八。
- 58 矢野家は、嘉穂郡嘉穂町で享保年間より現在まで代々酒造業を営んでいる。幕末期にはかなり資本の蓄積を行っており、当主喜左衛門の時、藩より大庄屋格（安政七年三月）、御用町人列（元治二年五月）を申し付けられている（申ノ閏三月「御書附」四〇〇の

一八、申開三月〔御申付書〕四〇〇の一九、安政七年申開三月〔御達書〕四〇一の八、元治二年 閏五月〔御達書〕四〇一の四、以上矢野家文書〕。なお、明治二〇年代における矢野家資産状況に關して、同家の「石炭借区願人身元資産調査書」〔矢野家文書六二〕は次のように説明している。

「石炭借区願人身元資産取調書

福岡県嘉麻郡大隈村大字大隈町
矢野 喜平治

願人身代之事

一 所有地惣反別三拾六町三反七畝拾七步

此地価金壹万五千三百拾貳円六拾八錢

此売買見積代価貳万四百廿五円

内

田反別貳拾八町七畝廿八步

此地価金壹万四千貳百五拾八円拾八錢八厘

此売買見積代価壹万四千三百貳拾円

畑反別壹町六反三畝廿壹步

此地価金貳百壹拾六拾貳錢六厘

此売買見積代価四百拾七步

宅地反別貳町四反九畝拾七步

此地価金八百拾八円九拾七錢三厘

此売買見積代価四千九拾五円

山林原野反別四町壹反六畝拾壹步

此地価金三拾三円八拾九錢三厘

此売買見積代価千五百円

一 現金所有高壹万五百円

一 諸会社株券内場払込三千四百六円

一 貸付金八千円

一 所有建物及諸器具ノ内金立タル分一切

此売買見積代価壹万五千円

一 負債金三百円

一 田反別壹町三畝拾六步

此地価金六百廿九円貳拾七錢七厘 講式書入トナス

願人資格之事

一 人品正直ニシテ地方ニ信用アルモノナリ

一 公權剥奪停止等ノ処刑ナシ

一 抗法違背ノ処分ヲ受ケシナシ

一 身代限りノ処分ヲ受ケシナシ

右願人資産及資格等取調候処前書之通相違無之候也

明治廿二年七月廿四日

筑前国嘉麻郡大隈村
村長 香 権昌 ④

すなわち、明治二二年七月現在の矢野家の資産は、見積総額五万七千円に達した。土地所有者としての性格があらからである。

⑤ 明治二十四年七月「承認証書」千原家文書八九一六。千原家からの借入は、矢野家文書でも確認できる。

「借入記

廿三年十月 日田千原

一 金貳千五百円

右抵当鉄道株百四拾株書入

払込金四千五百六拾円（以下略）

（明治廿五年第八月改「炭山出金并ニ借入目録入 矢野姓」七五）

また、谷彦市と井手武右衛門は、嘉麻郡炭田の創業費の一部を千原家より借入れている（明治二十二年十月十四日「書状」千原家文書九七九九）。

⑥ 「石炭借区増坪願

福岡県筑前国那珂郡警固村

土族 頭 山 満

外三人

石炭借区増坪願

福岡県筑前国那珂郡警固村

頭山 満

全県全国御笠郡二日市村

谷 彦 一

全県全国嘉麻郡大隈村

矢野 喜平治

大分県豊後国日田郡光岡村

千原 藤一郎

福岡県筑前国嘉麻郡稻築村大字山野外二ヶ所

字五反田外八拾八ヶ所

一 石炭借区五拾三万九千四百拾三坪五合

内訳

四百六拾七坪四合 山本卯八借区分

九百三拾七坪式合 福沢亀次郎ヨリ譲受分

五拾三万八千〇〇八坪九合 本願増坪分

五拾三万八千九百四拾壹坪壹合 福沢亀次郎ヨリ譲受並本願増坪高

右場所今般借区御撰定相成候ニ付、従来御許可相成候借第三千九百三十八号福沢亀次郎借区ヲ譲受ケ、右撰定坑区ヲ増坪付度地元へ示談ニ及ヒ候処、聊差支無之候ニ付譲受名換増坪併テ御許可被仰付度
図面並ニ証券相添此段奉願候也

右願人

頭山 満

谷 彦 市

矢野 喜平治

千原 藤一郎

明治二十二年七月廿六日

福岡県知事安場保和殿

(明治二十二年七月廿六日「石炭借区増坪願」矢野家文書五七)。

60) 前掲「約定書」千原家文書六二。

61) わが国産業資本の発達において一つの画期をなしたものは、明治

一九一二年における鉄道、紡績その他の企業熱(第一次)であり、いま一つは日清戦争前後、特に戦後二八一三〇年における企業熱(第二次)であった(岡本幸雄「産業資本成立期における地方紡績企業の展開」『西南学院大学商学論集第二六巻第三号二七―二九頁、同「産業資本成立期における地方紡績企業の展開」『西南地域史研究』第四輯一―二頁)。

63) 頭山が炭坑獲得にのりだした契機は頭山自身が述べているように、「俺が炭礦を思ひ立つたのは、関運七といふ男が俺の輩下になって金など特って来てからだ、一日関が来て「非常によい石炭山があるからそれをお取りになつて、炭山を始めたら宜しうございませう」と勧めた」ことにあった(前掲「頭山満翁正伝」一三二頁)。

64) 前掲「頭山満翁正伝」一三二―一三四頁。杉山茂丸については、西尾陽太郎「九州における近代的思想状況」(『九州文化論集』第四巻一〇七―一五七頁)に詳しい。

65) 頭山は石炭坑区獲得に関して、「玄洋社も裸体ぢやいかんからといつて始めたのだ。あれが初めから何十万か何百万かの山を掘つてゐたら、玄洋社といふものは北海道でも支那満州でもどんどん掘がつてどれだけ大きくなつたかも知れない。けれども少々金のちやや直ぐなくなる。」と語っており、頭山が玄洋社の活動資金捻出のための重要財源として炭坑業を考えていたと思われる(前掲「頭山満翁正伝」一三二頁)。

66) 結城虎五郎の回想談によると、「何とかしてこの窮境を脱し、新たに発展の道を講ぜねばならぬといふので、結局石炭の坑区を手に入れてみようといふことになった、がその頃は既にどの山も皆誰彼の願ひ済みになつてゐて何とも手のつけようがない、僕が専心その事に当る決心をして様々の苦心の結果先づ第一に手に入れたのが山野坑区(今三井のものとなつてゐる)で金光豊吉と争つてこれを手に入れ、茲に於て初めて我社の財源が出来たのである」とあり、玄洋社の活動資金が底をついていたが、山野坑区の獲得でその窮境を脱したというのである(前掲「頭山満翁正伝」一三〇―一三二頁)。

- 67) 高野江基太郎著『筑豊炭礦誌』七一頁。中野徳次郎については、『松本健次郎懐旧談』(二三五―二三七頁)参照。
- 68) 『嘉穂炭鉱史』(日鉄鉱業株式会社嘉穂炭業所)前掲『筑豊炭礦誌』七一頁。
- 69) 前掲『玄洋社発掘』一〇四頁。
- 70) 『幸袋町誌』
- 71) 『社史』(明治鉱業株式会社)二〇頁、『筑豊石炭鉱業組合月報』。
- 72) 前掲『筑豊炭礦誌』七二頁。
- 73) 前掲『筑豊炭礦誌』七二頁。
- 74) 前掲『筑豊炭礦誌』七二頁。
- 75) 米津三郎校注『中原嘉左右日記』第四卷
- 76) 「福岡日々新聞」明治十四年六月二十二日、『福岡県史資料』第一輯七六三頁。
- 77) 『鉱山借区一覧表』(明治一六年二月三一日調)
- 78) 『玄洋社社史』六一七頁。
- 79) 前掲『社史』(明治鉱業株式会社)二二―二三頁、前掲『頭山満翁正伝』一一三頁。
- 80) 前掲『社史』(明治鉱業株式会社)二三―二四頁。
- 81) 平岡浩太郎と安川敬一郎との関係についてみてみよう。平岡浩太郎と安川敬一郎との事業上の結びつきは、かつて平岡の借区であった赤池炭坑を共同経営したことにはじまるのだが、交友関係は、さらにそれ以前の福岡藩士としての時代からのようである。平岡の政治活動は、安川の強力なバックアップによって成り立っていたということが出来る(『社史』明治鉱業株式会社二三―二四頁、前掲『松本健次郎伝』一〇―一〇五頁)。つぎに、頭山と安川との関係についてであるが、頭山自身が述べているように「安川は親戚交際の際だ。あれは元来歴とした福岡藩の士族であったが、俺と一緒になつて炭坑などをやった」という間柄であった。また、安川は、孫文の日本亡命中、生活費として月一万円を出し、頭山が辛亥革命で支那に行くとき五万円以上出している。頭山が「安川に『オイ四人中平岡も鶴原もとうとう議員になった。やっぱり議員になりたくない

- 貴様と俺と二人きりになったねえ」というと安川はムキになって『オイ頭山、俺はならんとは限らんぜ』とひびいてることを考え合せれば、安川は議員になろうという思惑があつて資金を提供したのであり、玄洋社に対する政治献金と考えてもよいのではなからうか(前掲『頭山満翁正伝』一一―一四頁)。
- 82) 「赤池礦山一斑」(写)旧産勞研文書、前掲『社史』明治鉱業株式会社)二三―二四頁。
- 83) 『三菱合資会社社誌』(三菱経済研究所)
- 84) 前掲『三菱合資会社社誌』(三菱経済研究所)
- 85) 前掲『玄洋社社史』六一八頁。
- 86) 頭山満と平岡浩太郎との関係 玄洋社の三傑の一人である平岡は、同社の初代社長(明治一四年二月―一〇月)を勤めている。頭山と平岡とは、思想的にも共鳴する点が多く、『松本健次郎懐旧談』によると、「西郷隆盛の西南戦役の時、平岡浩太郎や頭山満は、密かにこれに呼应して旗挙げをする計画であつた」とあり、同志の中でも両者がとりわけ密接な関係をもっていたことがわかる。また、頭山満は平岡について「彼は才子であるが、世のいわゆる才子とは型を異にして居る。何から何まで大きくできている男で、直情径行、急湍奔流の如き性行であつたから、随て失敗も多かつたのだが、とにかく男らしい男、実に一世の快男子であつた。一体が無遠慮な男で、我意を張って居るから、こうと思つたことは其の前途に如何なる難関が横たわつて居らうが、やり通さねば置かぬという氣風であるため」と語っており、頭山にとって平岡は、かけがえのない人物であつたことがわかる。ところで、平岡が炭坑経営を思い立つたのは、『松本健次郎伝』であきらかなように、政治資金獲得のためであつた。また、頭山の回顧録の中で、頭山に対して「逆も俺に君がことは手に負へぬ。台所に毎月二百円づつ玄洋社にも百五十円づつ送ることにするからどうぞさう思つて呉れ」と言っており、頭山自身に二百円、玄洋社に百五十円を送付していたことが窺える。つまり平岡は社長として活動資金に奔走したのみならず、同志(社員)

の生活資金、活動資金までめんどろをみていたことがわかる。

右については、前掲『玄洋社社史』二二三―二二九頁、六一九―

六二〇頁、前掲『頭山満翁正伝』七二―七三頁、一〇一―一〇四頁、

劉寒吉著『松本健次郎伝』一〇二頁を参照した。

(87) 『筑豊石炭礦業史年表』一五六頁。このほかの頭山満の炭坑経営は本表では省略した。

(88) 前掲『筑豊炭礦誌』四六四―四六六頁

(89) 前掲『筑豊炭礦誌』四七〇―四七八頁

(90) 前掲『筑豊炭礦誌』四六八―四七〇頁

(91) 前掲『石炭借区増坪願』矢野家文書五七

(92) 明治四十二年「控へ」矢野家文書九一

(93) 明治三十四年五月改「貸借手扣簿」矢野家文書八六

(94) 大任坑区の起業予算が見積られている（『福岡県豊前国田川郡大任坑区予算書』矢野家文書九九、〔大任坑区説明書〕矢野家文書一〇〇）。

(95) 『三井鉱山資料』（田川図書館所蔵）によれば、

「石炭借区譲受渡ニ付願借第六千貳百貳号

福岡県豊前国田川郡川崎村大字川崎福田真木官民地

石炭場參拾六万貳千八百九拾六坪

右石炭借区今般都合ニ抛リ頭山満外四名ト譲受渡シノ契約ヲ為シ、双方共聊苦情無之ハ条、券面名前御書替被成下度、借区券相添へ連署ヲ以テ此段相願ヒ也

福岡県筑前国福岡市天神丁

譲渡人 頭山 満

同県豊前国田川赤池村

同 平 岡 浩太郎

同県筑前国御笠郡二日市村

同 谷 彦 市

同県同国嘉麻郡大隈村

同 矢野 喜平治
同県豊前国田川郡川崎村
同 井手口 孫次郎

とあり、頭山外四名が所有していた田川郡川崎・福田・真木坑区（約三六万三千坪）を中央資本三井に譲渡していることがわかる（明治二十三年十月二日）。

(96) 「原六郎大任炭坑資料」『大任町史資料集』一七〇―一七四頁。

(97) 前掲『頭山満翁正伝』四〇九頁

(98) 前掲『貸借手扣簿』矢野家文書

(99) 前掲『原六郎大任炭坑資料』一七〇―一七四頁

(100) 明治二十七年九月に譲受けている（『古河市兵衛翁伝』二一九―二二二頁、『創業百年史』古河鉱業株式会社七八頁）。

(101) 前掲『古河市兵衛翁伝』二一九―二二二頁

(102) 前掲『三井事業史』五九三―五九六頁

(103) 前掲『貸借手扣簿』矢野家文書
前掲『頭山満翁正伝』一五二―一七九頁

(104) 各鉱業家をその「出自」によって類型化することの批判として、今野孝「明治初期における麻生家の二つの炭坑経営の例にみる土着石炭鉱業家の特質について」（『エネルギー史研究』十号一一八―一二九頁）がある。

(105) 千原家は、「明治三十八年八月鉱業税納税告知書」（千原家文書一六四〇）によれば、

「鉱業税法ニ依リ千坪未満ヲ千坪トナス規程ニヨリ千坪未満ニ対シテハ四十銭ノ月割即チ二十銭徴収スヘキニ誤テ五銭徴収ニ付差引拾五銭納付ヲ要スヘキ分」とあり、約千坪借区していたことがわかる。また、明治四四年一月には粕屋郡志免村に対して鉱業税九円五六銭（礦業税附加税が四円七八銭、残額が村税礦業割）を納入しており、志免村にも借区していたことが窺える。

(107) 明治四二年の「控へ」（矢野家文書）によれば、「頭山氏御夫婦、進藤氏御母共同道、拙宅江御出御滞留被下タルコトモ有之、頭山氏

交際中、私トハ親戚同様と心得居レと被申タルナリ」とあるように、頭山と矢野とは親戚同様につきあっていたことがわかる。

付記 本稿は昭和五七年度文部省科学研究費（総合研究(A)「九州

における石炭礦業資本の形成とその農村的背景」）の分担研究の成果の一部である。

(六五頁より)

街より二里、海拔一八、〇〇〇尺の御料林中にあり、新夕張炭坑の中鹿谷と比肩する前途有望なるものにして昨年より採炭五〇、〇〇〇トン以上となり、目下一日約一〇五トンを採炭しつつあり、平素は約一〇〇〇名の坑夫及雑工を使役し中七〇〇名坑内作業に従事し居れるも二十八日は北川技師外五〇〇名入坑し、作業中午後三時四十分前記の大爆発を為し約二〇〇名は音響を聞くと共に坑外に逃げ出したるも北川技師外三〇〇名は坑外に出でず火は凄じき勢にて漸次西一番坑に広がりがり黒煙濛々として全山を蔽い坑外に群集せる家族の泣き叫ぶ声悽愴を極む。此報に接し登川警察署より警部並に巡查数十名急行炭山側にては約二〇〇名の坑夫其他総出にて極力応急の処置を採り既に坑口を密閉せり、坑内約三〇〇の坑夫は総て惨死せるに非ずやと推せらる。

大正三年十二月一日 夕張炭鉱爆発後聞

二十八日爆発したる新夕張若鍋炭坑入坑の坑夫六三五名の内一九八名は坑外に出でしも四三九名死亡せり、一四名の役員は生死不明なり、坑外に作業したる雑役二名は刃ね飛ばされ即死し其他重傷者八名あり、斜坑より噴出する火焰は圧搾空気場に燃え移りて焼失し油廬庫車は二〇間吹き飛されて顛倒せり、同夜十時迄に収容其死体は五〇名、二十九日午前九時五〇名の救護隊入坑し直ちに屍体三五名を収容せり、遺族は屍体要求の為群集して悲慘を極め居れり。

大正三年十二月二日 稚鍋爆発余聞 浅野札幌鉱務署長談

新夕張炭坑は鹿谷稚鍋の二炭坑の併称にして両炭坑の距離は約三里あり、今回爆発せるは稚鍋坑中の西一番、西二番斜坑にして外に東一番坑あれども這は離れたるため今回の爆発とは関係なし、前記の各坑は皆連続し居る故損害は多大なりと思わる、同坑は四十三年頃一回爆発せしやに記録す。由来同型はタニチン多く為に発火し易き傾向あれば

(一九頁へ続く)